

2011年4月8日

生活協同組合おかやまコープ  
専務理事 平田 昌三 様

生協労組おかやま  
委員長 坂本 浩

## 2011年春闘 再要求書

生協事業発展のための貴理事会のご奮闘に敬意を表します。

さて、3月16日(水)に私たちの春闘要求に対する回答をいただきました。厳しい経営状況の中で、介護休暇や時短勤務についての改善を行うとの回答については評価しつつも、夏季一時金やその他諸要求に関する回答については、団交でのやり取りをみていただいてもわかる通り、決して納得できる内容ではありませんでした。

交渉の最後には、夏季一時金についての再回答を求めると同時に、団交では時間不足のためにやり取りが不十分となった諸要求の再回答を求める項目については改めて明示するとしていました。交渉での発言やその後の労組内論議によって、以下の点についての再回答を求めますのでご検討をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 【賃金等に関する要求】

1. 夏季一時金について、上積みを行うこと。理事会は、回答団交の場で「今回の回答は過去、労働組合とも協議合意してきた中身」だと発言されました。確かに、03年度から定昇凍結を実施し、凍結解除された06年度以降、定期昇給及び一時金の在り方について“平均年収を維持”するという内容で合意してきたことは事実ですが、その背景には理事会がその間に経営を改善させると表明したからだと認識しています。それからすでに6年目を迎えています、残念ながら当時指摘されていた構造的な問題を含めて経営が改善されたという到達点には至っていないと考えます。今回の一時金要求は、そうした状況の中で“平均年収”の名目のもとで年収削減を余儀なくされてきた仲間の我慢も限界であるという要求であり、同時に経営改善への責任を明確にすべきだという要求です。
2. 惣菜部門の賃金体系統一要求について、直営化の際の理由は「部門運営上の必要」でしたが、直営化後5年以上経過した、この間の回答は「経営上の理由」になっています。「経営上の理由」であれば、惣菜部門のパートにのみ重く犠牲を強いることになり、労働組合として認めることはできません。あらためて、惣菜部門パートの「差別的取り扱い」をやめ、定時職員賃金体系に統一すること。(リーダーパートの賃金を除く)。
3. パートリーダー手当を新人事制度とは切り離し、緊急避難的なものとして実現すること。要求は「人事制度とは切り離して(緊急避難的)検討せよ」との趣旨であり、「新人事制度での検討」では回答になっていません。実現不可能であれば、低下する一方の当該仲間のモチベーションをどう維持していくのかを明確にすること。
4. 最低賃金1000円要求について、現状での実現が困難であったとしても、社会的にはその方向で進んでおり、理事会としてそうした流れをどう受け止め、事業政策的にどう対応していくのかの展望を示すこと。
5. 均等待遇(慶弔休暇)要求に対する回答は、過去の“段階的にセパ格差を是正する”とした理事会見解との関連が不明です。今後の展望を含めて見解を示すこと。

#### 【雇用に関する要求】

6. 事業所閉鎖などに伴う職種変更について、どのような適性判断が必要なのか明確に示すこと。労働組合は、保険や福祉業務など専門性や資格等を要する職種を除けば、すでに生協に採用され、勤務経験を重ねている以上、パートの職種異動にあたってあらためて「適性判断」を行う必要はないと考えます。無条件で異動させるよう再回答をもとめます。
7. 直雇用化への政策要求について、全国的にも中間的な雇用形態が増えている中で、これから「雇用政策の再検討に向けて調査等の準備を進め」ていたのでは遅すぎるのではないかと考えます。改めて理事会の見解を求めます。

#### 【職場運営に関する要求】

8. サービス残業根絶に関する回答では、これまで進めてきたこと以上の具体的な対策は示されていません。これでは現状を追認することにしかならず、要求提出団交で発言として出された実態に対する「もういいか減らして欲しい」という専務発言にも応えていないのではないのでしょうか。改めて“これまで以上の具体的な対策”の実施を求めます。

9. 年休の消化について、回答にある“計画的付与”の具体的な内容を示すこと。
10. 通勤時間など、通勤等にかかる負荷は人事権の範囲ではなく、すぐれて労働条件問題です。労働組合との協議・合意なくして、理事会の一方的裁量で行われるべきものではありません。一次回答で理事会の認識は理解しましたが、あらためて労働組合との協議と合意を求めます。
11. ブロック長の業務量の問題は解決しておらず、支援担当の増員を改めて検討すること。
12. 年次有給休暇の時間単位取得と「月 2 回 2 時間までの遅刻・早退」の取扱について、理事会から具体的な提案がない以上、労働組合としては別個のものとして考えるべきものと認識しています。論議の経過について若干の認識違いがありますが再検討をもとめます。

**【生協運動に関する要求】**

13. TPP 問題では、貴理事会は明確な立場表明を避けているとしか受け止められません。すでにみやぎをはじめ、ひろしまでも反対の見解を公表されましたが、改めて理事会の見解を求めます。
14. 店舗問題で「借地契約の期間満了を機に存続の可否を検討」とありますが、これまでの店舗基準との整合性について説明を求めます。

以上